

令和2年度加美町農業委員会
第2回定例総会議事録

令和2年5月25日（月）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

令和2年度第2回定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年5月25日(月)午後1時30分～午後2時17分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦 泉
会長職務代理者	18番	千 葉 連 悦
委 員	1番	星 榮 喜
〃	2番	澁 谷 幹 男
〃	3番	半 田 守
〃	4番	畠 山 義 信
〃	5番	杉 村 昭 宏
〃	6番	猪 股 弘
〃	7番	三 嶋 秀 二 郎
〃	8番	今 野 修
〃	9番	伊 藤 登 喜 子
〃	10番	板 垣 文 一
〃	11番	小 山 京 子
〃	13番	山 本 成
〃	14番	尾 形 徳 夫
〃	15番	中 村 貴 美 子
〃	16番	畠 山 智 史
〃	17番	佐 藤 と も

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第4号	農地法第3条の規定による許可書返戻について
日程第5	報告第5号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	議案第5号	令和元年度第11回定例総会議案書の訂正について
日程第7	議案第6号	空き家に付属した農地の指定について
日程第8	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第10	議案第9号	農用地利用集積計画の審査について
日程第11	議案第10号	農用地利用配分計画(案)について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局農地係長	畠山明大
農業委員会事務局主事	青砥沙織

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第2回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和2年度加美町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。

初めに会長よりご挨拶をいただきます。

*議長（三浦泉会長） 本日は令和2年度加美町農業委員会定例総会にご出席いただきまして大変ご苦勞様でございます。田植えは天候が良いこともあり、ほぼ順調に終わりましたという報告がほとんどでした。

今朝の河北新報によると農業問題に関しては、畜産関係や花卉栽培に甚大なる被害が出ております。そしてまた米に関しても業務用の米がかなり余るのではないかと。農協の理事さんから聞いたお話によると、もち米や酒米は在庫がだいぶあるようで、今年の秋の冷夏に及ぼす影響が甚大なものになるのではないかと心配されておりました。本日コロナの影響による緊急事態宣言が残りの5県も解除となりましたが、我々としては農業が基盤ですので、この仕事をしていく上で第二波を起こさないよう、気を付けていかなければならないと思っている次第でございます。また、個人で農業経営をしている方がほとんどで法人化といってもまだまだ少ない中、この影響によって来年の耕作放棄地が増えることが懸念されます。農業委員会としては、そのあたりも加味しながら皆さんと一緒に今後の活動を行っていきたいと思いますので宜しく願いいたします。

本日の案件も慎重な審議をお願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） 農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく願いいたします。

*議長（三浦泉会長） ただいまの出席委員は18名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番 星榮喜委員、2番 澁谷幹男委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- *議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

- *議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第4号 農地法第3条の規定による許可書返戻について

- *議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第4号農地法第3条の規定による許可書返戻について事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第4号農地法第3条の規定による許可書返戻について。このことについて、別紙のとおり農地法第3条許可書の返戻があったので報告いたします。
令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

報告書番号 1

譲渡人 A氏

譲受人 B氏

申請地 字原長谷地一番の畑 3筆

面積 合計4,298㎡

平成17年7月11日 贈与

返戻理由は実家を継いだ譲受人の弟が農業に従事しなかったため、贈与の登記は行わず現在に至ったものでございます。申請地の1筆について農地転用の相談があり対象地を調査したところ、登記上の所有者と農地台帳上の所有者が違っていることが発覚し、今回の返戻に至りました。

[以上1件の返戻について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第1号を終了いたします。

日程第5 報告第5号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第5号 農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第5号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号 1

住宅用地 字南寺宿…番…

面積 585㎡

令和2年1月23日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第5号を終了いたします。

日程第6 議案第5号 令和元年度第11回定例総会議案書の訂正について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、議案第5号 令和元年度第11回定例総会議案書の訂正について事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第5号 令和元年度第11回定例総会議案書の訂正について。令和元年2月25日に議決した農用地利用集積計画の内容に訂正があったので、加美町農業委員会会議規則第13条第1項に基づき訂正の承認について審議されたい。

令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

令和元年度第11回定例総会で議決した農用地利用集積計画について、1案件に議案書の誤りがございました。申請時に提出される農用地利用集積計画書を確認したところ、誤りだと発覚しました。このことは議案書を取り扱ううえでの配慮と確認作業が至らなかったものであります。大変申し訳ございませんでした。

議決日	令和2年2月25日
公告日	令和2年2月28日
渡人	C氏
受人	D氏
誤	平柳字城野の田4筆を余分に記載
正	平柳字新田…番・…番の田2筆のみの申請
面積	8,182㎡→6,567㎡

[以上1件の訂正について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第5号 令和元年度第11回定例総会議案書の訂正についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり訂正することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和元年度第11回定例総会議案書の訂正については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第6号 空き家に付属した農地の指定について

日程第8 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第6号 空き家に付属した農地の指定について日程第8、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 異議なしと認めます。よって、議案第6号及び、議案第7号を一括審議とすることに決定いたしました。本件について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第6号 空き家に付属した農地の指定について。このことについて空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準第7条に基づき、指定の申請があったので審議されたい。

令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

空き家に付属した農地の指定は1件でございます。

申請人 E氏 加美町上多田川字中組屋敷…番地

指定する農地 平柳字新田の田 外2筆

面積 合計567㎡

詳細の位置図等は議案書11、12ページにございます。申請地は加美町役場から東に3.5kmのところの位置しており、宅地との位置関係は12ページにございます。申請の農地は斜線部となりまして、宅地は中央の9の部分でございます。

（誓約書・利用計画書の添付あり）

[以上1件の申請について説明]

- *事務局（青砥沙織主事） 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。
今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

渡人 E氏

受人 F氏

申請地 平柳字新田の田 外2筆

面積 合計567㎡

転居者である受人へ売買するもの（空き家に付属する農地）

[以上1件の許可申請について説明]

- *議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、3番 半田守委員お願いします。
- *3番（半田守委員） 資料にありますとおり、空き家になっている土地に隣接する農地でございます。渡人、受人双方の代理人であるG氏がお見えになり説明をしていただきました。その結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。
- *議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

- *7番（三嶋秀二郎委員） 空き家に付属した農地の、面積の上限はあるのですか。

- *事務局（青砥沙織主事） 上限は定められておりませんが下限の設定がございまして、1aからの設定となっております。

- *議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第6号 空き家に付属した農地の指定についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第6号 空き家に付属した農地の指定については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第9 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は7件でございます。

申請番号1

賃貸人 H氏 加美町谷地森字根岸…番地

賃借人 株式会社I 代表取締役 J氏
宮城県東松島市小松字谷地…

申請地 谷地森字根岸…番…

面積 1,703㎡

事業資金 自己資金…万円

事業計画 令和2年6月1日着工予定 / 令和2年7月31日完成予定

地上権設定による太陽光発電設備の設置を行うもの

申請地は加美町役場宮崎支所の東南東約3kmに位置し、根岸集落内に介在しており、南に広がる圃場からは宅地で分断され、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

本案件は、賃借人が申請地に地上権を設定し太陽光発電施設を設置するものです。幹線道路に近く設置工事や売電に係る管理が容易なこと、日当たりの良さや必要面積等を考慮し申請地が最適と判断し選定したもので、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に申請者が当該目的に使用することが可能な土地も見当たらなかったとのことです。隣接する農地への影響もないと見込まれることから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号 2

賃貸人 K氏 加美町宮崎字屋敷四番…番地

賃借人 L株式会社 代表取締役 M氏
加美町宮崎字屋敷四番…番地

申請地 加美町宮崎字屋敷四番…番…

面積 1,129㎡

事業資金 自己資金…万円

事業計画 令和2年6月1日着工予定 / 令和2年7月31日完成予定

賃貸借により駐車場の設置を行うもの

申請地は、加美町役場宮崎支所の南東約400mに位置し、申請地が存する街区において全体面積に占める宅地面積割合が40%を超えていることから、第3種農地と判断いたしました。

申請番号 3～7

譲渡人 N氏 加美町字原大谷地北浦…番地

O氏 加美町字下原…番地…

P氏 加美町字原長谷地一番…番地

A氏 大崎市古川富長字新五右衛門…番…

Q氏 加美町字原八幡堂西一番…番地

譲受人 R株式会社 取締役 S氏
青森県八戸市北白山台二丁目…番…号

申請地 字原長谷地一番の畑 5筆

面積 合計3,109㎡

事業資金 自己資金…万円 うち土地代…万円

事業計画 令和2年7月1日着工予定 / 令和2年8月31日完成予定

売買により駐車場、畜産物搬入出所、車両消毒所を整備するもの

申請地は、加美町役場宮崎支所から西方約3kmに位置し、周辺の農地と「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されることから、第1種農地と判断いたしました。

当事業は、譲受人の事務所周辺に駐車場と畜産物搬入出所と車両消毒所を設置するもので、事務所の周辺はすべて農振農用地となっているため、事務所に近く事業目的に適している申請地を選定し、農業振興地域整備計画を変更したものです。

用途が畜産物搬送車用駐車場・畜産物搬入出所・車両消毒所であり「畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設、農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設」に該当すると思料されることから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上7件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、8番 今野修委員お願いします。

* 8 番（今野修委員） 令和2年5月15日、伊藤登喜子委員、板垣文一委員、私、事務局2名にて現地調査を実施いたしました。

申請番号1番、賃貸人 H氏、賃借人 株式会社 I の案件でございます。谷地森字根岸…番…の畑1,703㎡に地上権を設定し、太陽光発電施設を設置するものです。第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。賃借人が幹線道路に近く設置工事や売電に係る管理が容易なこと、日当たりの良さや必要面積等を考慮し申請地が最適と判断し選定したもので、隣接する農地への影響もないと見込まれることから、やむを得ないと判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無ですが、施設からの排水はなく、盛土は行わない。緩やかな傾斜で土砂等の流出の心配はなく、雨水は現状のとおり自然浸透、または既設水路に放流されるため支障はないと見込まれます。被害防除計画としては、人や動物の侵入防止対策として外構フェンスを設置し、年2回の草刈りを行うとのことでございます。総合判断として許可相当と判断いたしました。

次に申請番号2番、賃貸人 K氏、賃借人 L株式会社 の件についてですが、宮崎字屋敷四番…番…の畑1,129㎡を駐車場用地にする申請であります。申請地は、加美町役場宮崎支所の南東約400mに位置し、申請地が存する街区において全面積に占める宅地面積割合が40%を超えていることから、第3種農地と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無ですが、申請地を整地・砂利敷とし、周囲はフェンスで囲うため土砂の流出はありません。農業用排水からの取水と排水は無く、雨水は申請地に浸透、または南側に敷設する側溝に流入するため支障はないと見込まれます。またK氏の住宅側は高いフェンスを設置し、見えないよう対策を講じることです。総合判断として許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号3番から7番ですが、譲渡人 N氏 外4名、譲受人 R株式会社 による所有権移転、売買であります。R社は、このあたりでいうT社でございます。従業員は30名ほどで7haの敷地に現在4千頭の豚を飼育しており、主に種豚を全国に出荷しているそうです。申請地は字原長谷地一番の畑5筆、面積3,109㎡でして、加美町役場宮崎支所から西方約3kmに位置し、周辺の農地と「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されることから、第1種農地と判断いたしました。当事業は、譲受人の事務所周辺に畜産物搬送車の待機場と搬送車の消毒所を設置するものです。周辺はすべて農振農用地となっているため、事務所に近く事業目的に適している申請地を選定し、農業振興地域整備計画を変更いたしました。用途が、畜産物搬送車用駐車場・畜産物搬入出所・車両消毒所であり「畜産物の生産、集荷、調整、貯蔵又は出荷の用に供する施設、農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設」に該当すると思料されることから、例外的にやむを得ないと判断いたしました。計画面積の妥当性につきましては、畜産物の搬入出と運送車両10tトラックの待機所、車両同士の交差汚染防止のスペースを確保し、豚コレラの感染防止のため駐車場入り口にゲート状の車両消毒装置を設置するものであります。消毒液については逆性石鹼を400倍から1,000倍に希釈し、車両1台あたり6ℓから8ℓで大量に使用するものではありません。駐車場にこぼれた希釈液はほとんどが蒸発、及び周辺土壌に吸収されていくとのこと。周辺の農地等に係る営農条件の支障の有無ですが、駐車場の整備として土盛りは行わず、当該敷地の形状に沿って表土を30cm剥ぎ、アスファルト舗装とする。

雨水は、現状の勾配により東側の空き地に浸透、または北東にある排水溝へ流入するため支障はないものと見込まれます。総合判断として許可相当と判断いたしました。以上です。

*議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

*7番（三嶋秀二郎委員） まず申請番号1についてですが、現在太陽光発電の売電額は1kwあたりどのくらいなのですか。それから申請番号2について、賃借料の記載がないようですが、いくらの設定になっていますか。そして申請番号3から7番のR社の事業内容について、現在は種豚の出荷だけでなくブローラー事業も行っているのですか。

*事務局（畠山明大係長） まず1番についてですが、現在太陽光の売電金額は1kwあたり18円となっております。次に2番の賃借料は全体で…円/月の設定でございます。R社の事業内容についてですが、現在ブローラー事業も行っているようでございます。

*7番（三嶋秀二郎委員） わかりました。そうすると1番の太陽光の賃借料は…万円では高いのではないですか。

*事務局（畠山明大係長） 1番につきましては地上権の設定がつきますので20年間を通して…万円の設定となっております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、5番 杉村委員。

*5番（杉村昭宏委員） 34ページの法令関係のところの開発行為とありますが、どういった協議をしているのか等詳しく説明していただけますか。

*事務局（畠山明大係長） こちらは3,000㎡を超える案件で、主に建築物を建てる場合必ず建設課に説明が必要なのですが、駐車場ということであれば特に都市開発には係らない案件であろうというように聞いております。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり—

- * 議長（三浦泉会長） ほかに質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり—

- * 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第10 議案第9号 農用地利用集積計画の審査について

- * 議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第9号 農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。
- * 事務局（青砥沙織主事） 議案第9号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。
令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農用地利用集積の審議は、売買2件 賃貸借3件でございます。

申請番号1

渡人	U氏
受人	V氏
申請地	城生字城生裏三番の田
面積	495㎡
権利移動の種別	売買
売買金額	総額…万円

申請番号3

渡人	W氏
受人	公益社団法人 X社
申請地	下多田川字上野寺の田
面積	704㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	一反歩あたり…円

申請番号2番の売買、4番から5番の賃貸借の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上5案件で、田11筆 面積12,591㎡
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第1

8条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上5件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第9号 農用地利用集積計画についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11 議案第10号 農用地利用配分計画(案)について

*議長（三浦泉会長） 日程第11、議案第10号 農用地利用配分計画(案)について事務局より説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第10号 農用地利用配分計画(案)について。このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和2年5月25日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用配分計画(案)は2件でございます。

申請番号1

渡人	公益社団法人 X社
受人	Y氏
申請地	下多田川字上野寺の田
面積	704㎡
権利移動の種別	賃貸借
借賃	一反歩あたり…円
貸付期間	10年間

申請番号 2

渡人 公益社団法人 X社
受人 農事組合法人 Z社
申請地 字原町東の田
面積 3,064 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 一反歩あたり…円
貸付期間 10年間

[以上2件の計画案について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第10号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号2番について、16番 畠山智史委員です。

まず初めに申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第10号 申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号 申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

続いて申請番号2番の案件について審議いたします。

16番 畠山智史委員は申請番号2番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後2時15分]

*議長（三浦泉会長） これより申請番号2番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第10号 申請番号2番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第10号 申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。

それでは16番 畠山智史委員の入室を許可します。

[委員入室 午後2時16分]

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和2年度第2回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後2時17分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和2年5月25日

議 長 三 浦 泉

署名委員 星 榮 喜

署名委員 澁 谷 幹 男